

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：農林水產業費 項：農業費 目：農山村振興費

事業名 中山間地域等直接支払事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農山村振興課 農村支援係 電話番号：058-272-1111(内4179)

E-mail : c11427@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,120,901 千円 (前年度予算額： 1,120,901 千円)

<財源内訳>

中山間地域等直接支払交付金（法指定地域分）

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----------|---------|---------|-----------|---------|-------|-------|-----|---------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使 用 料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 1,013,657 | 677,186 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 336,471 |
| 要求額 | 1,013,657 | 677,186 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 336,471 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

中山間地域等直接支払交付金（県特認地域分）

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|-----------|---------|-------|-------|-----|---------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使 用 料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 107,244 | 53,622 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 53,622 |
| 要求額 | 107,244 | 53,622 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 53,622 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

農業従事者の高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、継続的な営農活動等を実施する集落等に対する直接支払を実施する。

(2) 事業内容

農業生産条件が不利な中山間地域等において、5年以上農業を続けることを約束した集落、農業者に対して、交付金を交付する。

- ① 対象地域
 - ・法指定地域（特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進法等）
 - ・知事特認地域（法指定地域に地理的に接する農用地地域、農林統計上の中山間地域）
- ② 対象農用地
 - ・急傾斜地（田：1/20以上、畠等：15度以上）
 - ・緩傾斜地（田：1/100以上～1/20未満、畠等：8度以上～15度未満）
- ③ 対象となる行為
 - ・集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動を実施している集落、農業者に対して交付金を交付。（市町村から集落に交付）

（3）県負担・補助率の考え方

国負担割合を勘案し、次のとおりとする。

- ・法指定地域：国1/2、県1/4、市町村1/4
- ・知事特認地域：国1/3、県1/3、市町村1/3

（4）類似事業の有無

多面的機能支払交付金

- ・地域共同による農地・農業用水等の管理、施設の長寿命化のための活動等への支援であり、目的が異なる。

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----------|-------------|
| 補助金 | 1,120,901 | 市町村への交付金の交付 |
| 合計 | 1,120,901 | |

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

- ・ぎふ農業活性化基本計画（仮称・令和8年3月策定予定）
- ・ぎふ農業農村整備に係る実行計画

（2）国・他県の状況

- ・東京都を除く46道府県、905市町村で実施（R6年度実績）
- ・本県においては、25市町村が実施（R6年度実績）

（3）後年度の財政負担

- ・第6期対策が、令和7年度～11年度の5年間実施。
- ・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成27年4月1日施行）が制定され、国、県、市町村の財政負担が明記された。

県単独補助金事業評価調書

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

(事業内容)

| | |
|-----------|--|
| 補助事業名 | 中山間地域等直接支払交付金 |
| 補助事業者(団体) | 市町村 (理由) 国・県・市町村分を合わせて交付できるため |
| 補助事業の概要 | (目的) 農業従事者の高齢化により遊休農地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保する。 (内容) 農業生産条件が不利な中山間地域等において、5年以上農業を続けることを約束した集落、農業者に対して、交付金を交付する。 |
| 補助率・補助単価等 | 定率 (内容) 法指定地域:国1/2、県1/4、市町村1/4 知事特認地域:国1/3、県1/3、市町村1/3 (理由) 法律により負担額が定められている。 |
| 補助効果 | 遊休農地の発生抑制 |
| 終期の設定 | 終期令和11年度 (理由) 国の対策の終期(R7~R11) |

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

中山間地域等において、適切な農業生産活動等が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、遊休農地の発生を防止し、中山間地域における多面的機能の確保を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R1) | R6年度 実績 | R7年度 目標 | R8年度 目標 | 終期目標 (R12) | 達成率 |
|---|---------------|------------|------------|------------|---------------|------|
| ①中山間地域の集落協定面積 (ぎふ農業活性化基本計画(仮称・令和8年3月策定予定)) | 9,134ha | 9,217ha | 9,150ha | 9,050ha | 9,250ha | 101% |

| 補助金交付実績 (単位:千円) | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|--------------------|---------|---------|---------|
| | 979,186 | 979,580 | 985,142 |

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------|--|
| 令和4年度 | 25市町村で863協定が協定内容に従い、水路・農道等の管理活動はもとより遊休農地の発生防止、鳥獣害防止対策、担い手への農地利用集積などに活用され、中山間地域における多面的機能の維持・増進に着実な成果を上げている。 |
| | 指標① 目標：9,150ha 実績：9,135ha 達成率：99.8% |
| 令和5年度 | 25市町村で868協定が協定内容に従い、水路・農道等の管理活動はもとより遊休農地の発生防止、鳥獣害防止対策、担い手への農地利用集積などに活用され、中山間地域における多面的機能の維持・増進に着実な成果を上げている。 |
| | 指標① 目標：9,150ha 実績：9,169ha 達成率：100.2% |
| 令和6年度 | 25市町村で871協定が協定内容に従い、水路・農道等の管理活動はもとより遊休農地の発生防止、鳥獣害防止対策、担い手への農地利用集積などに活用され、中山間地域における多面的機能の維持・増進に着実な成果を上げている。 |
| | 指標① 目標：9,150ha 実績：9,217ha 達成率：100.7% |

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない | |
| (評価) 2 | 中山間地域等において多面的機能を確保することは、県土保全につながることから、事業の必要性が高い。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満） | |
| (評価) 2 | 目標に対し100.7%の進捗となっているため、成果はあがっている。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) 1 | 集落協定同士でネットワーク化に取り組むことで、事業の効率化を図っている。 |

(今後の課題)

| |
|---|
| ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 高齢化、担い手不足等により取組み集落の大幅な減少が懸念される。市町村及び集落へ、第6期対策の内容の周知徹底を図るとともに、中山間地域直接支払制度に取り組んでいない集落への普及や、集落協定のネットワーク化に対する更なる働きかけが必要。 |
|---|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 第6期対策として、令和7年度～11年度の5年間実施の義務があるため継続する。 |
|--|